会津若松地方広域市町村圏整備組合中間処理施設整備に係る施設整備基本計画検討委員会 運営規程

(趣旨)

第1 この基準は、会津若松地方広域市町村圏整備組合中間処理施設整備に係る施設整備基本計画検討 委員会(以下「検討委員会」という。)の開催にあたり、透明な運営の確保及び会議の効率化を図る ため、必要な事項を定めるものとする。

(会議・会議録の公開)

- 第2 会議及び会議録の公開については、次により取扱うものとする。
 - (1) 会議は、原則公開するものとする。ただし、検討委員会が議決により非公開と定めるもの又は公開することにより検討委員会の円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものについては、非公開とすることができる。
 - (2) 会議録は、原則公開するものとし、会議録の作成が困難な場合は、会議要旨の公開で足りるものとする。ただし、検討委員会が議決により非公開と定めるもの又は公開することにより円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものについては、非公開とすることができる。
 - (3) 会議の開催に当たっては、可能な限り、事前に圏域住民への周知を図るものとする。

(傍聴手続)

- 第3 傍聴の手続については、次により取扱うものとする。
 - (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了する。

(傍聴人の守るべき事項)

- **第4** 傍聴人は、傍聴席にあるときは係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議の開催中は静粛にし、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第5 傍聴人が第4の規程に違反したときは、注意し、なお従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成27年2月16日より施行する。

傍聴名簿(第3 関係)

中間処理施設整備に係る施設整備基本計画検討委員会(第回)